

**笠間市告示第47号**

令和7年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年2月19日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和7年2月26日（水）

2 場 所 笠間市議会議場

令和7年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
2月26日	水	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 補正予算質疑・委員会付託 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
2月27日	木	休 会	議案調査
2月28日	金	休 会	常任委員会（補正予算審査）
		本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会の設置・付託 委員長報告・質疑・討論・採決（補正予算） 〔予算特別委員会〕 〔議会運営委員会〕
3月1日	土	休 会	
3月2日	日	休 会	
3月3日	月	休 会	常任委員会（総務企画）
3月4日	火	休 会	常任委員会（教育福祉）
3月5日	水	休 会	常任委員会（建設産業）
3月6日	木	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月7日	金	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月8日	土	休 会	
3月9日	日	休 会	
3月10日	月	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月11日	火	休 会	議事整理
3月12日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月13日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月14日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月15日	土	休 会	
3月16日	日	休 会	
3月17日	月	休 会	議事整理

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3 月 1 8 日	火	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 [全員協議会]

令和7年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和7年2月26日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
副議長	9番	田村幸子君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	8番	内桶克之君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	石松俊雄君
	18番	大貫千尋君
	19番	大関久義君
	20番	小藪江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	菌 部 恵 一 君
会 計 管 理 者	西 山 浩 太 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君

---

#### 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

---

#### 議 事 日 程 第 1 号

令和7年2月26日（水曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 施政方針について
- 日程第5 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第6 議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

- 議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第6号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第7 議案第7号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第8 議案第8号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第9号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第10号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第11号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第12号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第13号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第14号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第15号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第16号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第17号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第18号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第19号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第20号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第21号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第22号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第23号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第24号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第25号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第26号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第9 議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第28号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第29号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第30号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第31号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第33号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 議案第34号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第35号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第36号 笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第19 議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関する条例について
- 日程第20 議案第38号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）  
 議案第39号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）  
 議案第40号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）
- 日程第21 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 日程第22 議案第42号 新市建設計画（第二回変更）について
- 日程第23 議案第43号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第24 議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）  
 議案第45号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
 議案第46号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
 議案第47号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
 議案第48号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）  
 議案第49号 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）  
 議案第50号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）  
 議案第51号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）  
 議案第52号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算  
 議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算  
 議案第55号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第56号 令和7年度笠間市介護保険特別会計予算  
 議案第57号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計予算  
 議案第58号 令和7年度笠間市立病院事業会計予算  
 議案第59号 令和7年度笠間市水道事業会計予算  
 議案第60号 令和7年度笠間市工業用水道事業会計予算  
 議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について

- 日程第4 施政方針について
- 日程第5 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第6 議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
議案第6号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第7 議案第7号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第8 議案第8号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第9号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第10号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第11号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第12号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第13号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第14号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第15号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第16号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第17号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第18号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第19号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第20号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第21号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第22号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第23号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第24号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第25号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第26号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第9 議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第28号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第29号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第12 議案第30号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第31号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第33号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第34号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第35号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第36号 笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第19 議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関する条例について
- 日程第20 議案第38号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）
- 議案第39号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
- 議案第40号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）
- 日程第21 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 日程第22 議案第42号 新市建設計画（第二回変更）について
- 日程第23 議案第43号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第24 議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第45号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第46号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第47号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第48号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第49号 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第50号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第51号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第52号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算
- 議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第55号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第56号 令和7年度笠間市介護保険特別会計予算

- 議案第57号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計予算  
議案第58号 令和7年度笠間市立病院事業会計予算  
議案第59号 令和7年度笠間市水道事業会計予算  
議案第60号 令和7年度笠間市工業用水道事業会計予算  
議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算
- 

午前10時00分開会

### 開会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をいたしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### 議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番鈴木宏治君、5番川村和夫君を指名いたします。

---

### 会期の決定について

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る2月19日に議会運営委員会を開催し、御審議

をいただいております。

ここで、議会運営委員会から御報告願います。

委員長村上寿之君。

〔議会運営委員長 村上寿之君登壇〕

○議会運営委員長（村上寿之君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、去る2月19日、令和7年第1回笠間市議会定例会の会期日程等についての協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、2月26日から3月18日までの21日間といたします。

本日は、会期の決定、議案の説明を受けた後、議案の一部につきまして質疑、討論、採決を行います。また、令和6年度の補正予算につきましては、質疑を受けた後、各常任委員会へ付託いたします。

なお、一般質問通告の締切りは本日2月26日午前中までとし、議案質疑の通告締切りは、同じく本日午後5時までといたします。

翌、2月27日は、議案調査のため休会といたします。

2月28日につきましては午前10時から各常任委員会を開会し、付託された補正予算の審査を行います。

その後、午後2時から本会議を開き、各常任委員会に付託された補正予算の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行います。また、予算以外の議案について議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会へ付託をいたします。さらに、令和7年度の各会計の予算審査のため、予算特別委員会を設置し、付託いたします。

3月3日、4日、5日の3日間で各常任委員会を開催し、6日、7日、10日の3日間で予算特別委員会を開催いたします。

3月11日は議事整理のため休会とし、12日、13日、14日の3日間で一般質問を行います。

なお、討論通告の締切りは、14日午前中とさせていただきます。

また、17日は、議事整理のため休会といたします。

最終日の3月18日は、各常任委員会及び予算特別委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、終了となります。

以上、報告いたします。

○議長（畑岡洋二君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から3月18日までの21日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月18日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたよう

に、会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### 諸般の報告について

○議長（畑岡洋二君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長より法令等に基づく報告事項1件が提出されております。これについては、資料をもって報告に代えることを御了承願います。

また、議会閉会中の議員の派遣についてですが、笠間市議会会議規則第167条第1項ただし書の規定により、議長において決定し、議員を派遣いたしました。その内容は、資料のとおりであります。

以上、御報告いたします。

---

### 施政方針について

○議長（畑岡洋二君） 日程第4、施政方針について、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和7年第1回笠間市議会定例会において、令和7年度の予算案をはじめ関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、私の市政運営についての方針を述べさせていただきます。

初めに、平成18年、三つの市町が思いを寄せ誕生した「笠間市」は、令和7年度に20周年という節目を迎えます。合併に至るまでには、様々な難題を乗り越え、多くの方の御苦労と御尽力の上に今日の笠間市があることに、改めて感謝を申し上げる次第であります。

合併後、行政改革や分権の受皿づくり等に取り組み、さらに議会をはじめ、市民の皆さんの協力の下、インフラ整備、産業の振興、人材育成、保健・福祉・医療の充実といった様々な政策を進めてまいりました。

一方、本市の人口は、合併後約1万人が減少し、今後も高齢化の進展とともに人口減少は進んでいきます。公共施設の老朽化やさらなる財源、人材の確保など、避けて通ることができない課題もあり、大変厳しい状況になってまいります。

そのような中において、これまで先人が築き上げた文化や歴史、そして志をしっかりと未来へつないでいく責任が私たちにはあります。これからの10年、20年先を見据え、人口減少を前提とした次のステージを目指して、笠間市の力を結集し、限りない可能性を大きく育てながら、躍進する自治体として築き上げてまいります。

なお、20周年を迎えるに当たり、合併記念事業として、全国忠臣蔵サミットの本市開催

や民間との記念セレモニーを兼ねた音楽イベントなどを予定しており、市民の皆さんとともに20周年を盛り上げていきたいと思えます。

次に、市政を取り巻く状況についてでございます。

石破総理は、今国会の所信表明演説で、これまでの歴史において目指してきた「強い・豊かな日本」に加えて、一人一人が主導する「楽しい日本」、今日より明日はよくなると実感できる活力ある国家を目指すとしており、特に令和の日本列島改造の具体化といった地方に対する視点が強く押し出されています。これは、本市が令和5年度から継続して掲げている「未来に向けた笠間市づくり」の方向性に一致しており、後押しになるものと捉えています。

一方で、実現に向けては、不安定な国際情勢や気候変動問題といった世界規模の課題に加え、国内では加速する人口減少、大都市への人口集中が地方都市に深刻な影響を及ぼしています。これらに対する対策は多岐にわたり、また、教育費の負担軽減や賃金の引上げ策など国での議論の動向も注視しながら、柔軟に対応してまいります。

昨年、元旦の能登半島地震から、間もなく1年2か月になります。本市でも、地震発生直後から被災地支援のため職員を派遣し、現在も能登町において災害支援業務に当たっております。一日も早い復興をお祈り申し上げるとともに、必要に応じて支援を継続してまいります。

近年、頻発する大規模地震や異常気象がもたらす局地的な豪雨などの自然災害を踏まえ、国においては、新たな災害時の司令塔となる「防災庁」の設置を令和8年度をめどに準備を進めております。

本市においても、拠点避難所の追加指定とともに、昨年8月に災害時の被災者支援や避難所運営などを行う「災害時支援員」制度を発足したところであり、引き続き、防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、人口の動態についてであります。

昨年、国内においては前年度比で約86万人が減少し、1968年の調査開始以降、過去最大の減少となった総人口は、今月20日に発表された最新の人口推計においても、2月1日現在、前年同月に比べて57万人の減少とされております。

また、出生数は、統計開始後初めて70万人を割り込むことが見込まれており、将来推計を上回るスピードで人口減少と少子化が進展しています。

本市においては、令和6年1月から12月の出生数が初めて300人を割り込む状況となっており、常住人口調査では、自然動態で807名の減少となっております。

一方で、社会動態では191名の増加となり、令和4年から転入者数が転出者数を上回る転入超過の傾向が続いております。子育て世代の転入など一貫して進めてきた教育、保健・福祉、都市基盤などの総合的な対策の効果が現れてきているものと考えておりますが、この流れを確実にしていくためにも、引き続き、切れ目のない支援、質の向上、さらには

事業所やまちづくりにおける人材確保策など、施策の強化・充実を図ってまいります。

本年は、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となり、独居高齢者世帯も増え続けております。このような状況を踏まえ、移動や買物など日常生活の利便性を高めるための生活環境づくりや昨今の社会情勢に対応した防犯対策、人生の終活支援など、安心な暮らしにつながる対策も強化をしてまいります。

また、人材確保はあらゆる分野で喫緊の課題となっています。企業だけでなく、行政においても安定したサービスを提供するためには、これまでの業務手法や事業そのものの変革が必要となります。そのため、デジタル技術の活用強化をはじめ、外国人材を含むまち全体でのダイバーシティ経営の推進など、新たな可能性を検討し、積極的に推進してまいります。

今月、県が発表した水戸保健医療圏における病院再編の方針において、県立中央病院とこども病院の統合強化が示されました。これは、県央・県北地域での高度急性期医療体制の面から必要であると認識しております。

しかし、中央病院が立地する本市においては、再編に伴う保健医療や地域経済への影響が危惧されますので、先日、畑岡議長とともに、茨城県知事に対して再編に関する本市の懸念事項について要望を申し入れたところでございます。今後も引き続き、県と連携をしっかりと図りながら、地域の医療体制の継続を図ってまいりたいと思っております。

次に、令和7年度の予算の概要について御説明を申し上げます。

まず、今後の財政状況の見通しとしましては、社会保障関連経費の増加傾向が続くことに加え、人件費や物価高騰による物件費の増加が見込まれる中で、計画的な公共施設の整備等が必要な状況であり、厳しい財政状況が想定されます。

このような状況において、令和7年度の予算編成につきましては、市税等の収納率向上やふるさと納税、企業版ふるさと納税のさらなる推進など、財源確保策の強化をはじめ、実施する事業の全体での位置づけや必要性を明確にし、事業スクラップや従来の業務の在り方を大胆に見直した上で、市の重点課題を積極的に推進することを方針として予算編成を進めました。

歳入歳出の概要を御説明申し上げます。

歳入につきましては、市税は、前年度の定額減税による減収分の足し戻しや賃金の上昇等による所得割の増のほか、新築家屋の増や企業誘致に伴う固定資産税の増を見込み、市税全体では、前年度比で約8.1%の増としております。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画における地方交付税総額が前年度と比較して増となる見込みではありますが、市税の伸びなどを考慮し、前年度比で約7.2%の減としております。

歳出につきましては、人事院勧告に準じて行う給与改定により、人件費が前年度比で約4.5%の増、物価高騰などにより物件費が前年度比で約11.2%の増、障害者自立支援給付

費や児童手当の増などにより扶助費が前年度比で約6.6%の増など経費の増要因がある中で、市の重点プロジェクトの実現のために必要な予算を計上しております。

その結果、令和7年度の一般会計予算は総額352億8,000万円で、前年度と比較しますと12億2,000万円、率にして約3.6%の増となります。

特別会計予算につきましては、国民健康保険特別会計をはじめとする4会計で予算総額は166億9,200万円であり、企業会計予算につきましては、病院事業会計をはじめとする4会計で予算総額は82億8,576万7,000円であります。

なお、一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算を合わせた本市の令和7年度の予算総額は602億5,776万7,000円で、前年度と比較すると8億6,583万円、率にして約1.5%の増となります。

次に、令和7年度の三つの重点プロジェクトについて御説明を申し上げます。

まず、一つ目は、「笠間まるごと「子育て都市」宣言プロジェクトステージ3」として、他分野の予算を圧縮する中、子ども・子育て関連予算は前年度と比較して1.1倍となる80億円の事業化を図っております。

主な内容としましては、小学校、中学校及び高校進学における節目の時期に対応する給付や支援といったこれまでの施策の継続に加え、第2子以降の保育料の無償化を新たに実施し、子育て費用負担の軽減策の強化を図ります。

同時に、費用負担の軽減だけではなく、母子手帳のデジタル化、妊婦等包括相談支援をはじめとしたきめ細やかなソフト面でのサービスの向上策、教育環境の向上策を強く推進をしてまいります。

本市の子育てに関する施策をさらに推進し、まち全体で子育てを支え合いながら、子ども・子育て都市の実現を目指してまいります。

二つ目は、「共生社会を支える地域担い手育成プロジェクト」であります。喫緊の課題である人材確保等の強化と、農業や観光といった地域の特色となっている産業の維持、成長策を展開してまいります。

茨城県全体における外国人材は、昨年6月末現在、全国で10番目となる9万7,038人であり、前年同月比で13%の増が見られます。本市においても、同時期で1,202人、11%の増となっておりますが、人材確保の観点では、適切に増加を図っていくことが必要であります。

このような状況を踏まえ、新たに商工課内に相談窓口となる外国人材支援センターを設置し、採用手法などに課題を感じている小規模事業者の支援をはじめ、地域における生活相談など、ワンストップによる外国人対応の体制強化と充実を図ってまいります。

また、起業・創業支援、女性活躍応援体制の強化、介護や保育人材の確保支援、さらにはインターンを活用した学生、副業人材の確保策といった公民連携での取組を通して、未来を支えるダイバーシティ経営を推進してまいります。

三つ目は、「中心地区（友部駅～市役所周辺）まちづくりプロジェクト」として、駅を中心としたエリアに都市機能を集約し、活力あるコンパクトなまちづくりを目指す取組を進めてまいります。

合併後20年が経過する中で、総合計画などの都市づくりの計画において、それぞれの地区特性を生かした取組を続けながら、友部駅周辺地区を都市機能の強化を図る地区として位置づけてきました。人口減少が進む中であっても、友部地区は市役所をはじめとする公共施設や駅を中心に今後のまちづくりを進める上で重要な拠点であり、定住人口と昼間人口の増加を図っていく必要があります。

その再強化策として、友部駅から市役所周辺までの都市機能誘導区域における無電柱化などのハードの整備や空き地、空き店舗等の利活用を推進して、事業所等の誘致活動を展開してまいります。

また、公共施設の老朽化に伴う再編、適正配置計画の改定とともに、若者を誘導するランドマークとなる拠点づくりを公民連携により検討を進め、未来への都市機能の向上を図ってまいります。

次に、令和7年度の主要施策についてであります。

まず、都市基盤の機能向上についてであります。

市内の渋滞対策として、交通混雑の緩和や通勤・通学時間帯の移動の円滑化に向けて整備を進めております「（仮称）鯉淵南友部線」につきましては、JR常磐線をまたぐ橋りょうの詳細設計や用地測量を進めてまいります。

また、住宅開発や商業施設の立地等が活発な旭町地内の混雑緩和に向けて、迂回路となる周辺道路の現道拡幅を行い、通行の利便性向上を図ってまいります。

災害・緊急時の対応強化や市内の交通渋滞緩和として、北関東自動車道とのアクセス向上を図る「笠間パーキングエリアスマートインターチェンジ」の整備につきましては、令和8年度の供用開始を目標に事業を推進してまいります。

生活道路につきましては、各行政区からの要望を基に優先度を判断し、計画的な整備を進めるとともに、関係機関と連携した通学路の安全点検を実施し、児童の安全確保を講じた歩道整備に取り組んでまいります。

また、市内道路の維持管理における除草作業においては、委託コストの増加や担い手の減少などの課題が顕在化していることから、新たに多機能の路面清掃車を導入し、作業の省力化や作業環境の向上、管理コストの縮減を図ってまいります。

市民の憩いの場となる都市公園については、長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の更新を進めます。また、市内の公園や緑地についての活用方針を定め、再編・集約化を含めた適正配置計画の策定を進めてまいります。

市民生活を支える重要なインフラである水道事業につきましては、将来の持続的な安定供給に向けて、今月締結した協定に基づく広域連携の枠組みに参加し、水道施設の効率的

運用、経営面でのスケールメリットの創出などの議論を進めてまいります。

あわせて、経年劣化が進んでいる老朽管につきましては、A Iを活用した管路劣化診断や耐震性のある水道管への布設替えを進め、災害への備えを強化してまいります。

下水道事業においても、ストックマネジメント計画に基づき、経年劣化が進む処理施設や下水管路の計画的な更新を進めるとともに、事業経営の圧迫要因につながる生活排水以外の処理水、いわゆる不明水の特定に向けて対策を講じてまいります。

次に、安心・安全を高める防災・防犯対策の強化についてであります。

防災対策においては、大規模地震や局地的な豪雨被害などを教訓に、自然災害への備えとして、拠点避難所における簡易ベッドや災害用トイレ、組立て式の貯水槽などの防災資機材、備蓄品の整備を計画的に進めてまいります。

また、令和6年度からの継続事業である、拠点避難所に指定された友部中学校、岩間中学校体育館での空調設備の設置を進め、避難環境の向上を図ってまいります。

災害時の「共助」になる自主防災組織は、昨年度末までに市内158団体が組織され、組織率は約67%となっております。さらなる組織の強化に向けて、地域の防災訓練等への活動や老朽化した資機材の更新に対する支援を行い、地域の防災力を高めてまいります。

消防・救急体制の強靱化においては、消防職員の計画的な人員確保や予防業務のDXの推進を図るとともに、消防団については、団員の確保や負担軽減、分団の統合再編など審議会において議論を進めており、答申を受け次第、スピード感を持って改善に取り組んでまいります。

次に、防犯対策であります。

県が公表した令和6年度における市内の刑法犯罪認知件数は513件で、令和5年より増加していますが、住宅侵入窃盗件数は31件減少しております。しかしながら、全国的に多発するSNSなどを利用した強盗事件によって日常的に市民生活への不安が高まっていることから、昨年に続いて、住宅等への防犯対策として、防犯用品の購入や設置費用などに対する補助事業を実施し、犯罪被害の防止と市民の防犯意識の向上を図ってまいります。

また、市内への防犯カメラの設置や行政区への防犯灯設置に対する補助を継続し、安心・安全な生活環境を整えてまいります。

次に、脱炭素先進都市の形成と循環型地域づくりの促進であります。

脱炭素社会の実現に向けて、本市はこれまでゼロカーボンシティ宣言や連携協定に基づく体制の構築、公共施設への太陽光発電の導入のほか、市民の環境意識や行動変容を促すための取組を進めてまいりました。

引き続き、太陽光発電・蓄電システムの設置支援や公用車におけるEV車の導入、再配達削減事業による二酸化炭素の排出抑制を進めるとともに、地域課題の解決につながる国の先行地域の選定に向けてチャレンジし、脱炭素への取組を加速させ、脱炭素先進都市の形成を目指してまいります。

持続可能な循環型社会の構築に向けては、市民や市内事業者が一体となって、ごみの減量化や4R推進、廃棄物の適正処理について連携して取り組むとともに、民間事業者との連携協定に基づき、ペットボトルの水平リサイクル事業や廃食用油の回収及びリサイクル事業など、市民のリサイクル意識の向上と普及啓発活動を実施してまいります。

新環境センターの整備につきましては、昨今の物価高を背景に、建設・運営コストが大幅に上昇しており、将来の財政に与える影響も大きくなってまいります。こうした情勢を踏まえ、現計画である「新設」に、「延命化」や「民間委託」といった手法を加え、本市にとって最適な整備手法について再検討し、持続可能なごみ処理施設の実現を目指してまいります。

新たな、し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備につきましては、茨城県中央環境衛生組合において、し尿・浄化槽汚泥の適正処理とともに、新施設の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

次に、企業誘致の推進及び立地促進に向けた強化であります。

企業立地につきましては、茨城中央工業団地（笠間地区）において、これまでに11社の製造・物流企業が操業を開始しており、昨年も新たに10ヘクタールの製造業の進出が決定したほか、団地周辺において物流センター2社が開業するなど、県内の好調な企業立地に牽引されるように多くの企業進出が見られており、雇用や税収面での相乗効果が期待されているところであります。

令和7年度においても、茨城中央工業団地（笠間地区）の残りの区画約18ヘクタールをはじめ、畜産試験場跡地への誘致促進を図ってまいります。新たな受皿となる安居工業地域においては、前倒しで追加補正された国の交付金を活用して、幹線道路等の基盤整備を加速させ、地元地権者会と協議を進めながら、県と連携し誘致活動に取り組んでまいります。

次に、切れ目のないこども・子育て支援と強化についてであります。

昨年度、母子保健と児童福祉を一体化した「こども家庭センター」機能の組織を編成し、妊産婦や子育て世帯等への相談支援を包括的に実施してきました。さらに、機能強化に向けて、令和7年度は電子母子手帳を導入し、母子保健分野のDX化を進めてまいります。個人のスマートフォン等から子どもの成長記録を一元的に管理できるほか、子育て世代が必要とする情報を適切な時期に通知するなど、利便性の向上に努めてまいります。

また、独り親家庭の自立支援に向けた就労相談や支援プログラムによる伴走型のサポートや子どもの発達やライフステージに応じた専門性の高い相談対応、多職種、関係機関との効率的な連携による一人一人の発達に応じた支援のほか、就労状況にかかわらず保育施設が利用できる「こども誰でも通園制度」の利用施設の友部・岩間地区への拡大などを充実してまいります。

次に、多様化する福祉サービスの支援についてであります。

昨今、地域におけるつながりが希薄化、独り暮らしの高齢者の増加や児童虐待などの課題が深刻化するなど、地域を支える民生委員や児童委員が担う役割の重要性が増しております。令和7年度に委員の一斉改選を迎えるに当たり、人材確保を図り、活動しやすい環境整備、地域の支援体制の強化に努めてまいります。

次に、DV被害など女性をめぐる問題に対する支援につきましては、昨年から継続して女性相談支援員による相談対応を行うとともに、新たに一時避難場所となる「民間シェルター」を設置し、要保護性・緊急性のある相談者に対する安全確保のための支援、生活の再建に向けた取組を行ってまいります。

次に、地域において生きづらさを抱えながら生活している方に対する県立こころの医療センターと連携した支援体制の強化であります。

専門職チームによる自宅訪問型ひきこもりサポート事業では、ひきこもり状態の長期化により、気力の低下とともに社会復帰が難しくなっていることを踏まえ、新たに市内中学校との連携を強化し、情報共有による早期支援に向けた体制を構築してまいります。

高齢者福祉においては、高齢者のみの世帯や独り暮らしの高齢者世帯が増加する状況の中で、頼れる親族がなく、将来について不安を抱える身寄りのいない高齢者に対する総合的な支援を始めてまいります。「日常的な相談や見守り」から、「入院時の身元保証」、「葬儀・納骨の支援」まで、様々なニーズに応じて、一体的に支援する窓口として、「かさま安心サポートセンター」を市社会福祉協議会内に設置し、安心して日常生活を継続できる環境を整えてまいります。

次に、儲かる地域の産業づくりと担い手確保の強化についてであります。

本市の主要産業である農業であります。昨年末の「オーガニックビレッジ宣言」に基づき、持続可能な農業の振興と、有機農業をはじめとした環境に優しい農業を推進する笠間市環境農業推進協議会を中心に、専門家を招いた米や野菜の栽培講習会の実施や、有機JAS認証の取得を目指す方への支援など、担い手となる生産者の拡大を図るとともに、農産物の高付加価値化に向けた取組を進めてまいります。

有機農産物を学校給食へ提供するオーガニック給食につきましても、市内産にこだわらず、県内産も活用しながら、さらなる推進を図ってまいります。

次に、「笠間の栗」産地づくりの推進においては、生産規模の拡大を図る生産者への補助事業や剪定講習会による技術向上を図るとともに、ブランド認証制度の推進、コールドチェーンによる流通・販売を行い、栗の品質向上に努めてまいります。

また、耕作放棄地の解消と栗の生産拡大を目的に、日草場周辺に進めている「笠間の栗」水田畑地化モデル事業につきましては、本格的な工事に着手し、年度内の一部植栽開始に向けて進めてまいります。

販売面においては、市内外で「笠間の栗」を使用した商品が数多く提供され、年々、知名度が大きく向上しております。引き続き、都内などでのPRに加え、北海道などにおい

でも新たな販路拡大に努めてまいります。様々な施策展開により付加価値を高め、「笠間の栗」に携わる関係者の所得向上に努めてまいります。

農業基盤を強化する土地改良事業においては、石井・来栖・稲田地区での本格的な着手をはじめ、市内5地区の事業推進、住吉大沢地区の事業採択に取り組み、生産性の向上と担い手への農地集積の加速化を図ってまいります。

市の面積の約45%を占める森林の整備活用においても、森林環境譲与税を活用し、笠間広域森林組合などと連携して、森林経営管理制度に基づく現地調査や笠間市立つつじ公園周辺における間伐、市産木材の利用促進のための補助を実施してまいります。また、森林施策の強化を図るため、地域おこし協力隊を活用して、林業の魅力発信と次世代の林業従事者の確保に努めてまいります。

観光面では、コロナ禍から回復した観光ニーズやインバウンドによる誘客増加を的確に捉え、道の駅のゲートウェイ機能を強化した市内観光への誘導施策の展開や観光誘客につながるイベントを支援してまいります。また、滞在型観光への転換に向けて、宿泊事業者に対する改修支援などを新たに計画し、観光客の市内滞在時間の延長や交流人口の増加による地域経済の活性化につなげてまいります。

地場産品である笠間焼においては、令和5年度から交流を深めてきた台湾との連携事業や若手作家の創業に向けた技術向上、後継者の育成を継続して支援してまいります。また、新たに陶芸家の工房でのオープンギャラリーの開催やマーケティング戦略の強化など、作家や組合と協力して笠間焼のブランド力向上と新たな価値を創造してまいります。

石材の振興については、イベントの開催支援のほか、国の歴史的公共施設などの建築物への稲田石の活用促進に向けて取り組んでまいります。

次に、教育環境の充実、歴史文化・スポーツの振興についてであります。

まず、学校規模、学区の在り方についてであります。

令和5年度における市立学校児童生徒数は、ピーク時の5割を下回り、今後も人口減少や少子化から児童生徒数の減少が予想され、最適な学校教育の在り方や学校規模を検討することが求められております。

これまで検討を重ねてきた学校規模や学区等の在り方については、令和6年度中に提出される学区審議会の答申を踏まえて、保護者や住民、学校運営協議会との協議や説明会等を行い、令和7年度中に策定する「第2期笠間市立学校適正規模・適正配置実施計画」に反映してまいります。

次に、不登校対策であります。

市内中学校・義務教育学校の全てに校内フリースクールを開設し、それまで一度も登校できなかった生徒がフリースクールに登校できるようになるなど、一定の成果が現れてきています。一方で、不登校者の低年齢化が進んでおり、令和7年度から新たに、笠間小学校に校内フリースクールを設置し、個々のニーズに合わせた支援を強化してまいります。

また、教育支援室「ここから」においては、これまでの学習指導のほかに、社会性を育むことを目的に、新たな体験活動として、農業体験や発表会などの定期イベントを実施してまいります。

次に、歴史資源の活用についてであります。

筑波海軍航空隊記念館北側で発見された戦争遺構の地下室の公開に向けて、県と連携して周辺の整備工事を行ってまいります。戦後80年を迎え、戦争の記憶の継承をする上で、重要なものとして後世に伝えてまいります。

次に、スポーツの振興についてであります。

昨年のパリオリンピックで注目された、スケートボードやブレイキンなどのアーバンスポーツについては、さらに魅力を深めるために、積極的に大会の開催、誘致を進めてまいります。

また、宍戸ヒルズにおけるスポーツイベントへの支援やアストロプラネッツやバックボーンなどのプロスポーツとの連携、パラスポーツへの関心啓発などに取り組んでまいります。

スポーツを通じた国際交流については、小学生のスナッグゴルフなどを中心に、台湾とのゴルフ交流を継続するほか、エチオピアとの交流においては、ハーフマラソンのコース内に英雄アベベ・ビキラの名称を冠した区間の設置やエチオピア航空の協力によるエチオピア国内大会への優勝者の招待など、第20回目を迎える記念大会として盛り上げてまいります。

次に、笠間版デジタル田園都市構想の推進についてであります。

福原地区をモデル地区として、令和4年度から令和6年度まで実施してきた「笠間版デジタル田園都市形成事業」については、3年間の実証事業の成果を踏まえて、令和7年度から同じような課題を抱える他の地域へデジタルサービスを展開してまいります。

具体的には、移動窓口サービスである「動く市役所」の運行拡大や、地域アプリ「かさまコネクト」を活用したお知らせの提供、自動草刈り機の貸出しなどを実施してまいります。また、日本郵便株式会社との連携による郵便局サービス拠点化事業や、市内の住宅団地をモデル地区としてデジタル活用型の防犯コンテンツなどの実証を行う防犯コミュニティモデル事業などを実施してまいります。

次に、行政区・地域コミュニティの再生についてであります。

市と地域とをつなぐ行政区におきましては、国の交付金を活用した防犯灯管理費の補助や、現在も10の行政区で継続中の「広報かさま」スマホ版を活用した実証事業など、行政区における事務や運営費の負担軽減を図ってまいりました。引き続き、回覧文書の電子化など事務負担の軽減を図りながら、令和7年度から行政区内の防犯灯管理費を市が継続して負担することに併せて、行政事務連絡交付金を見直してまいります。

また、まちづくり市民活動助成金については、これまでNPO法人等を対象とした立ち

上げ支援を見直し、行政区や自治会などの地域コミュニティの基盤強化を図る安全、防犯や福祉の増進、レクリエーション等に関する事業を新たな対象として市民活動を支援してまいります。

次に、行政改革の再強化についてであります。

市役所における事務事業のデジタル化を徹底し、業務削減と連動して事務の効率化に取り組んでまいります。また、マイナンバーカードによるコンビニ交付の利用促進策の実施とともに、日曜開庁を含めた窓口時間の在り方など、行政サービスの見直しを検討してまいります。

昨年導入した「広報かさまスマホ版」をはじめ、かさメールやLINEなどのSNSを活用したさらなる情報発信、デジタル技術による伝達の迅速化を図ってまいります。そのほか、アウトソーシングによる公用車管理事務の効率化や保有台数の適正化、管理のDX化などを進めてまいります。

行政経営人材の育成においては、地域活性化起業人制度や人材派遣型の企業版ふるさと納税を活用してまいります。連携協定を結ぶ「レジデンシャル不動産」や、ふるさと納税を運営委託する「サンクス・ラボ」から人材を受け入れ、企業が所有する専門的なノウハウを生かして業務の推進を図ります。

また、採用後10年以内の若手職員を対象に、データを活用した実践型の研修などを取り入れ、個人に適した人材育成と職員のモチベーション向上につなげてまいります。

次に、国際交流の推進についてであります。

本市の事務所を設置する台湾については、引き続き、行政機関や大学との連携協定に基づき科技大学からインターン生を受け入れるほか、市内中学生や高校生の派遣交流など、観光、産業、教育、スポーツなどの分野において、人材を中心とした相互交流を深めてまいります。

海外友好都市を締結しているドイツ・ルール市や、スポーツでつながりを持つエチオピアとも交流の取組を進めてまいります。

以上、令和7年度の市政運営に当たり、所信の一端と主要施策の概要を述べさせていただきました。

行政を取り巻く環境は、この20年間で大きく様変わりしております。従来の知識や経験だけでは直面する課題を解決することはできません。新たな発想の下、スピード感を持って取り組むことが必要であります。

未来にわたって持続可能な笠間市を築くために、議会や市民の皆さんと真摯に議論を重ね、市政運営に取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会の提出案件は、法令に基づく報告事項の外、笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてをはじめ、条例の改廃、指定管理者の指定、工事請負

契約の締結、令和7年度笠間市一般会計など、議案が60件であります。後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑岡洋二君） ここで暫時休憩いたしまして、再開を11時といたします。

午前10時50分休憩

---

午前10時57分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩を解き再開いたします。

---

### 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（畑岡洋二君） 日程第5、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件は、任期満了に伴い、広域連合規約第8条第1項の規定により、議員の中から1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、9番田村幸子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました田村幸子君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田村幸子君が当選されました。

当選されました田村幸子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によ

り告知いたします。

- 
- 議案第 2 号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
  - 議案第 3 号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
  - 議案第 4 号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
  - 議案第 5 号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
  - 議案第 6 号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（畑岡洋二君） 日程第 6、議案第 2 号から議案第 6 号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについての 5 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第 2 号から議案第 6 号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市政治倫理条例第 10 条第 1 項の規定により設置する笠間市政治倫理審査会の委員について、専門的知識を有する委員として高橋 上氏、安 隆之氏の 2 名、公募による委員として鈴木 茂氏、富田秀子氏、榎本雅充氏の 3 名、合わせて 5 名を選任いたしたく、同条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 2 号から議案第 6 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより 1 件ごとに採決いたします。

初めに、議案第 2 号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第3号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第4号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第5号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第6号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### 議案第7号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

○議長（畑岡洋二君） 日程第7、議案第7号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第7号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市監査委員の苅谷 正氏が令和7年3月31日をもって辞職されることに伴

い、新たに浅野 昇氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしく申し上げます。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

議案第 8号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第 9号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第10号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第11号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第12号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第13号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第14号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第15号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第16号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第17号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第18号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第19号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第20号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第21号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

- 議案第22号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第23号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第24号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第25号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  
議案第26号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（畑岡洋二君） 日程第8、議案第8号から議案第26号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについての19件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第8号から議案第26号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、飛田 稔氏、寺門 博氏、鈴木 明氏、大橋正義氏、入江保夫氏、荻津修一郎氏、深谷 聡氏、高安行男氏、鶴田英樹氏、園部孝男氏、永田良夫氏、込山祐一氏、小沼 祐氏、三橋美香氏、菅谷賢一氏、高野尚夫氏、稲野邊茂生氏、國谷博隆氏、青木勝照氏の19名について笠間市農業委員会委員に任命するため、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号から議案第26号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第8号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第9号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第10号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第11号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第12号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第13号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第14号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第15号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第16号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第17号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第18号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第19号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第20号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第21号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第22号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第23号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第24号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第25号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第26号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### 議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第9、議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じて職員の給与を改定するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

〔市長公室長 堀江正勝君登壇〕

○市長公室長（堀江正勝君） 議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、人事院及び茨城県人事委員会からの勧告に基づき、給料表や期末勤勉手当の引上げを行い、特別職及び一般職等の職員の給与改定を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたします。

まず、138ページ及び139ページを御覧ください。

笠間市職員の給与に関する条例の第20条、期末手当では、令和6年12月支給期の期末手当の支給割合を一般職100分の5、5%を、再任用職員においては100分の2.5、2.5%を引き上げるものでございます。

次に、第21条、勤勉手当でも同じく令和6年12月支給期の勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございます。

次の139ページ後半から159ページにかけては、国と同様に給料表を引き上げる内容が記載されています。

次に、160ページ及び161ページを御覧ください。

第6条、初任給、昇格、昇給等の基準、第5項では、行政職給料表6級以上の職員の号給数に関する規定を削除します。また、第6項及び第7項でも関連する文言を削除します。

次に、161ページから163ページを御覧ください。

第11条、扶養手当、第2項では、第1号の配偶者の規定を削除し、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げます。また、同条第3項では、配偶者の項目を削除し、子に対する扶養手当を1万3,000円とします。さらに、同条第5項では、扶養手当の支給に関する必要事項は規則で定めることとし、扶養手当の規定に関する第11条の2を削除します。

次に、164ページを御覧ください。

第12条、地域手当では、地域手当の支給割合の見直しを行います。

次に、第12条の2、住居手当では、配偶者の定義を扶養手当の規定から移行します。

次に、164ページから168ページにかけては、第12条の3、通勤手当で、通勤手当の上限額を15万円に引き上げ、有料道路等の料金を上限額の範囲内で全額支給するとしております。

次に、第12条の4、単身赴任手当では、採用に伴い、支給要件を満たす職員にも単身赴任手当を支給できるとしております。

次に、169ページと170ページを御覧ください。

第18条の2、管理職員特別勤務手当では、管理職特別勤務手当の支給対象を午後10時からの勤務に改正します。また、第19条では、再任用職員にも住居手当を支給できることを

規定しています。

続いて、170ページから172ページを御覧ください。

第20条、期末手当では、令和6年12月支給期の支給割合を引き上げた後、令和7年度以降は6月と12月に均等に配分するものでございます。

第21条第2項勤勉手当でも期末手当と同様の改正が行われます。

次に、172ページ後半から193ページにかけては、国等と同様に令和7年4月以降の給料表を定めています。

次に、194ページと195ページを御覧ください。

笠間市の特別職の職員に関する条例も、一般職と同様に令和6年12月支給期の期末手当を引き上げ、令和7年度以降の配分を見直します。

また、195ページの附則第26項では、市長の給与減額に関する規定を令和7年度も継続し、100分の10、10%に当たる額を減額するものでございます。

次に、196ページから198ページを御覧ください。

笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例では、国等と同様に任期付職員の給料表を引き上げ、業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することが規定されています。さらに、一般職員と同様に期末手当と勤勉手当を見直すものでございます。

次に、199ページから204ページを御覧ください。

笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例においても、常勤職員と同様に給料表の引上げを行うものでございます。

次に、205ページを御覧ください。

笠間市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置についてですが、これは定年延長に関する一部改正条例の附則に基づき、暫定再任用職員に対し、新たに住居手当を支給できるようにするための改正です。

114ページに戻りまして、137ページにかけての附則では、本案の施行日や適用日を定めております。常勤職員及び会計年度任用職員の給料表の引上げは令和6年4月1日から、同年12月支給期の期末勤勉手当の引上げは同年12月1日に遡って適用されます。また、令和7年以降の期末勤勉手当の配分見直しや給料表の切替えは、令和7年4月1日から施行します。

附則の第4項では、改正前の規定により支払われた給与は改正後の規定に基づく給与の内払いとするものでございます。

第5項及び第6項では、令和7年4月1日の給料表の切替えについて規定するものでございます。

また、第7項では扶養手当の令和7年度における経過措置を、第8項及び第9項では地域手当の令和9年までにおける経過措置を、そして第10項では通勤手当及び単身赴任手当の経過措置を定めるものでございます。

最後に、附則別表として、令和7年4月1日に実施する給料表の切替えに関する各給料表ごとの切替え表を定めるものでございます。

以上で議案第27号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

**議案第28号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（畑岡洋二君） 日程第10、議案第28号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第28号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、人事院規則の規定に準じて災害応急作業等手当を新設するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

〔市長公室長 堀江正勝君登壇〕

○市長公室長（堀江正勝君） 議案第28号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を受けて、総務省から災害時に応急作業に従事した場合に支給される特殊勤務手当に関する通知があったことを受け、国家公務員の人事院規則の規定に基づき、災害応急作業等手当を新たに設けるため、所要の改正をするものでございます。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたします。

まず、5ページを御覧ください。

第2条では、新たに第17号として、災害応急作業等手当を追加します。

次に、5ページから6ページにかけて、第19条において、災害応急作業等手当は、本市が激甚災害として指定された区域に該当する場合や国又は他の地方公共団体からの要請に基づき職員が派遣された場合に、次の第1号から第4号の作業に従事したときに支給するとしております。

具体的には、重大な災害が発生した河川の堤防や通行禁止とされた道路等での巡回監視や応急作業、また災害発生地点での避難救助などとしております。

次に、同条第2項では、これらの作業に従事した際の手当額が作業1日につき第1号か

ら第4号の作業区分に応じて710円から1,080円の範囲で額を定めており、その作業が大規模な災害に関する場合には一律1,080円が支給されます。

次に、6ページから7ページにかけて、第3項では、作業に従事する時間や危険度に応じて、手当を100分の50または100分の100に増額して支給することも定めています。

最後に、4ページに戻って、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和6年1月1日からさかのぼって適用されます。

以上で説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議案第29号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第11、議案第29号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第29号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び公務員人事管理に関する報告に伴い、所要の改定をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

〔市長公室長 堀江正勝君登壇〕

○市長公室長（堀江正勝君） 議案第29号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和6年5月31日に公布された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び人事院より発表された公務員人事管理に関する報告を受けて、仕事と生活の両立支援を強化するために所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたします。

4ページを御覧ください。

第8条の3第2項では、一定の年齢の子を養育している職員が請求できる時間外勤務の制限について、対象となる子の年齢を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」とするものでございます。

5 ページをお開きください。

第17条の2では、配偶者などが介護を必要とする場合の職員に対する意向確認について新たに規定します。また、第17条の3では、同様の状況にある職員のための勤務環境の整備に関する措置も新たに規定するものでございます。

最後に、3ページに戻って、附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第30号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第12、議案第30号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第30号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容については政策企画部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

〔政策企画部長 北野高史君登壇〕

○政策企画部長（北野高史君） 議案第30号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての内容を御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する本条例の条項との整合性を図るため、一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明を申し上げます。

3 ページをお開きください。

第2条の第3号から第6号の引用部分の条項を、それぞれ法律に合わせ1項ずつ繰り下げる改正を行うものでございます。

2ページにお戻りください。

附則といたしまして、法律の施行日と合わせ、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第30号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議案第31号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第13、議案第31号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第31号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行並びに茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては環境推進部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

〔環境推進部長 小里貴樹君登壇〕

○環境推進部長（小里貴樹君） 議案第31号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法の施行並びに茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正に伴い、本条例と盛土規制法とで重複する災害の防止に関する規制は、より罰則の強い盛土規制法に移行するべく関連条項等の整理を行うとともに、許可対象面積についても県条例の改正と合わせるため所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。

4ページを御覧願います。

第1条の目的におきまして、「及び災害の発生の未然防止」並びに「安全と」を盛土規制法に移行することから削除いたします。

第5条の事業主等の責務から「安全と」を削除いたします。

次に、第7条につきましては、これまで許可対象事業区域の面積を「5,000平方メートル未満」としておりましたが、県条例との整合を図るため「3,000平方メートル以下」と改めるものでございます。

5ページにかけましての第8条では、第4号に規定されていた技術上の基準を削除し、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

さらに、本条例中の盛土規制法と重複する災害の防止に関する規定を削除し、文言を整理いたします。

2ページにお戻り願います。

附則第1項として、この条例の施行期日を令和7年4月1日とするものでございます。

3ページにかけまして、第2項から第5項で、経過措置といたしまして、改正前と改正後の条例適用に係る事業等の取扱いについて定めております。

以上で議案第31号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第14、議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、保険税率の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、保険税率の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

5ページを御覧願います。

初めに、第20条の3第1項第1号中、「法律」の次に「（平成25年5月31日法律第27号）」を加えるものでございます。

次に、別表第1の改正でございます。

本表は、第5条の規定により、国民健康保険税を構成する三つの区分ごとに税率を定めたもので、今回の税率改正に伴い、基礎課税額の所得割を100分の6.40、被保険者均等割を1人について2万7,600円とし、同様に、後期高齢者支援金等課税額の所得割を100分の3.40、被保険者均等割を1万4,300円に、また、介護納付金課税額の所得割を100分の3.00、被保険者均等割を1万5,400円と改めるものでございます。

続いて、6ページを御覧願います。

別表第2の改正でございます。

本表は、国民健康保険税の減額を定めた第19条各号の規定に該当する各世帯において軽減すべき金額を定めたものでございますが、別表第1の各区分の均等割額を改めたことを受けまして、それぞれの軽減割合に応じた被保険者均等割額及び未就学児均等割額の軽減額について改正するものでございます。

4ページにお戻り願いまして、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するとともに、この条例による改正後の笠間市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で議案第32号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議案第33号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第15、議案第33号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第33号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましてはこども部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

〔こども部長 深澤 充君登壇〕

○こども部長（深澤 充君） 議案第33号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者について、栄養士の資格を有せずとも管理栄養士の受験が可能になったことを踏まえ、本条例の基準府令であります児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

3 ページをお開き願います。

第16条第1項第2号、家庭的保育等を行う事業所について、食事の提供の特例を定めた規定につきまして、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える改定を行うものでございます。

2 ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第33号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第34号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第16、議案第34号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第34号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務処理の手数料を定めるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長関根主税君。

〔都市建設部長 関根主税君登壇〕

○都市建設部長（関根主税君） 議案第34号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務処理の手数料を定めるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

5 ページを御覧願います。

別表第1、手数料を徴収する事務等の（38）に、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づ

く工事の中間検査申請手数料を加えるものであります。

手数料の金額につきましては、盛土または切土する土地の面積に応じ、2,700円から最大5万4,000円としております。

3ページにお戻りいただき、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第34号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第35号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第17、議案第35号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第35号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては消防長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長菌部恵一君。

〔消防長 菌部恵一君登壇〕

○消防長（菌部恵一君） 議案第35号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤続年数区分に新たに35年以上を追加し、所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、3ページを御覧願います。

消防団員の退職報償金を定めた別表について、勤務年数区分の「30年以上」を「30年以上35年未満」に、また、新たに「35年以上」の区分を追加するものでございます。

35年以上の区分の退職報償金については、団員が78万9,000円、部長及び班長が83万4,000円、副分団長が90万9,000円、本部員及び分団長が94万9,000円、副団長が100万9,000円、団長が107万9,000円に改正するものでございます。

2ページにお戻り願います。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第35号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議案第36号 笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第18、議案第36号 笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第36号 笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、事業完了によりその目的が達成したため、廃止するものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長関根主税君。

〔都市建設部長 関根主税君登壇〕

○都市建設部長（関根主税君） 議案第36号 笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

本条例は、笠間駅北区画整理事業の竣工記念として、組合から寄附金を市に寄贈され、地区内の整備事業に要する資金に充てるために設置した基金条例でございます。

今回、地区内に広場整備を実施し、事業が完了したことから、本条例を廃止するものであります。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第36号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第19、議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関する条例についての提

案理由を申し上げます。

本案は、個人番号カードを用いてコンビニエンスストア等の自動交付機により証明書を取得する際の手数料を減額するため、制定するものであります。

内容につきましては政策企画部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

〔政策企画部長 北野高史君登壇〕

○政策企画部長（北野高史君） 議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関する条例について御説明を申し上げます。

本案は、生活者の支援及び業務の効率化を含めた市民サービスの向上に向け、個人番号カードを用いてコンビニエンスストア等の自動交付機により証明書を取得する際の手数料を減額するために制定するものでございます。

内容につきましては、条例案により御説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

第1条では、笠間市手数料条例の規定に基づき徴収する手数料について、令和7年6月1日から令和8年3月31日の期間における特例を定めることとする趣旨を定めます。

第2条では、その内容となる特例を設ける手数料を定めるもので、自動交付機において交付する住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、課税証明書、所得証明書の五つの証明書等につきまして、第1条で定める期間において手数料を10円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年6月1日から施行することとし、令和8年3月31日限りその効力を失うものと定めます。

以上で議案第37号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第38号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）

議案第39号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）

議案第40号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）

○議長（畑岡洋二君） 日程第20、議案第38号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）から議案第40号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第38号から議案第40号 指定管理者の指定についての提案理

由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市立つつじ公園、笠間駅北口駐車場及び笠間市営笠間駅北口自転車駐車場におけるそれぞれの指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

〔産業経済部長 礪山浩行君登壇〕

○産業経済部長（礪山浩行君） 議案第38号 指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

指定管理者制度を導入する施設の名称ですが、笠間市立つつじ公園でございます。

次に、指定管理者として指定する団体の名称は、一般社団法人笠間観光協会です。

指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年間となります。

同協会は、観光振興に関する事業を行い、公共の福祉の増進と地域経済の健全な発展に寄与することを目的に設立され、長年にわたりつつじまつりを市と共催で開催しており、つつじ公園の利用者や歴史をよく知る唯一の団体であります。

そのため、施設の目的や特性を把握した上で、催事等に協力いただいている地域団体の調整や売店運営など効果的かつ効率的な運営が可能であるとともに、他施設の指定管理の実績もあり、施設の管理運営に関する十分な知識を有していることから、非公募により選定いたしました。

また、提出された事業計画においても、同施設をキャンプ場として年間を通じて公園を利活用させる提案がされ、特にツツジの植栽管理については、適切な業務委託や専門家に調査を依頼し樹勢回復に努めるとしており、計画全体的に独自性や積極性が認められ、かつ管理運営が安定的に行える物的能力及び人的能力を有すると判断いたしました。

笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき諮問した指定管理者選定審議会の意見でも、指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております、今般、指定管理者として一般社団法人笠間観光協会を提案するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第39号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）及び議案第40号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）について御説明申し上げます。

これらの指定管理者制度を導入する二つの施設は、一体的に設置されている施設であり、指定管理者となる団体及び指定の期間及び選定理由などは同一となることから、併せて説

明をさせていただきます。

指定管理者として指定する団体の名称は、一般社団法人笠間観光協会でございます。

指定期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となります。

なお、笠間駅前で観光案内業務を受けている同協会を指定管理者とすることで、お互いの利用者にとって高い利便性が確保でき、効率的な運営ができることから、非公募にて選定をしております。

指定管理者選定審議会より、指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております。その答申内容を検討し、事業計画においては、接客態度を重んじ、職員教育をより充実させるなどサービス向上の意識が認められ、かつ適切に管理運営を行う能力を有していることから、今般、指定管理者として提案するものでございます。

以上で議案第39号及び議案第40号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。午後1時再開といたします。

午後零時01分休憩

---

午後零時57分再開

○議長（畑岡洋二君） 定刻となりましたので、休憩を解き再開いたします。

副市長が退席いたしました。

---

#### 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（畑岡洋二君） 続きまして、日程第21、議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第41号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長関根主税君。

〔都市建設部長 関根主税君登壇〕

○都市建設部長（関根主税君） 議案第41号 工事請負契約の締結について御説明申し上

げます。

初めに、契約の目的でございますが、笠間市橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検の結果、健全性の診断の判定区分により修繕が必要とされた、常磐自動車道をまたぐ3橋の橋りょう修繕工事でございます。

工事概要の主なものとしましては、主桁、橋脚、橋台などの損傷箇所について、断面修復工、ひび割れ注入工、剥落防止工などの工法により修繕を行うものでございます。

次に、契約についてでございますが、2月18日に条件付一般競争入札を行った結果、落札者と2月25日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額は3億6,135万円、うち消費税が3,285万円でございます。

契約の相手方は、水戸市吉沢町311番の1、株木建設株式会社茨城本店、執行役員本店長柳橋一明でございます。

以上で議案第41号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第42号 新市建設計画（第二回変更）について

○議長（畑岡洋二君） 日程第22、議案第42号 新市建設計画（第二回変更）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第42号 新市建設計画（第二回変更）についての提案理由を申し上げます。

本案は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により提出するものであります。

内容につきましては政策企画部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

〔政策企画部長 北野高史君登壇〕

○政策企画部長（北野高史君） 議案第42号 新市建設計画（第二回変更）について御説明を申し上げます。

本案の新市建設計画につきましては、法改正により、令和12年度まで延長できる特例が定められております。

本市では、合併時に策定した新市建設計画の基本理念や将来像を総合計画に引き継ぎながら、様々な取組を進めてまいりました。

その中で、計画に定めた施設の老朽化対策をはじめとし、人口減少などを背景とした社

会変化への対応といった新たな課題に対して、財源確保も含む適切な施策の展開が必要となっております。このようなことから、期間の延長を主とします変更を行うものでございます。

計画の変更内容につきましては、新旧対照表により御説明を申し上げます。

41ページをお開きください。

2、人口と世帯、下段、令和6年度第二回変更時点では、総人口を7万3,173人に変更するなど人口構成比等を変更いたします。

今回の変更内容は、こういった記載を代表としまして、基本的に現状に合わせた数値等の変更を主な内容とするものでございます。

45ページをお開きください。

1、計画策定方針、(3)期間を、現在から5年度間延長を行い、平成17年度から令和12年度までの26か年の計画とするものでございます。

48ページをお開きください。

3、新市まちづくりの基本理念、次の49ページをお開きください、4、新市の将来像といった基本的な考え方は変更を行わず、引き継いでまいります。

53ページをお開きください。

分野別計画につきましては、1、都市基盤の整備におけます幹線道路の整備など、この後方針を引き継いだ中での現在の取組につきまして随時変更あるいは追記を行っております、ここから67ページまで続きます、7、行財政の効率化までの施策につきましても、同様に必要な文言の改正を行っております。

69ページをお開きください。

財政計画につきましては、これまでの推移及び現状を踏まえ、再推計を行い、こちらのとおり改正を行うものでございます。

以上で議案第42号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第43号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議について

○議長（畑岡洋二君） 日程第23、議案第43号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第43号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の

一部変更に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第252条の2の2の規定により提出するものであります。

内容につきましては消防長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長 菌部恵一君。

〔消防長 菌部恵一君登壇〕

○消防長（菌部恵一君） 議案第43号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議について御説明申し上げます。

本案は、令和7年4月1日から日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合の協会加入による構成団体変更のため、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約第2条を変更することに関し、議会の議決を求めるものであります。

変更内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。

3ページを御覧願います。

第2条中、「水戸市」の次に「、日立市」を加え、「、鹿島地方事務組合」を削り、「及び鹿行広域事務組合」を「、鹿行広域事務組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合」に改正するものでございます。

附則としまして、この規約は全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日から施行いたします。

以上で議案第43号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）

議案第45号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第46号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第47号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第48号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

議案第49号 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）

議案第50号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第51号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）

議案第52号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（畑岡洋二君） 日程第24、議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）から議案第52号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）の9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長 山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）から議案第52号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）までの提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか、特別会計4会計、企業会計4会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,570万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を364億8,587万8,000円とするものでございます。

7 ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

1、追加は、デジタル推進事業をはじめ、9 ページを御覧ください、友部公民館自家発電機更新事業までの28事業につきまして、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

10ページを御覧ください。

2、変更でございますが、多子世帯生活応援事業（重点交付金）及び安居工業地域整備推進事業につきまして、事業費の補正や資材調達に不測の日数を要するため、工事が年度内に完了できないなどの理由により、繰越額の変更をするものでございます。

11ページを御覧ください。

第3表地方債補正でございます。

1、追加は、地域防災緊急整備事業債につきまして、国の補助を活用し、多機能型路面清掃車を購入するための財源として、新たに起債をするものでございます。

12ページを御覧ください。

2、変更は、菊栽培所整備事業債をはじめ、5件につきまして、事業費の補正などに伴い、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

今回の補正では、歳入歳出項目全般にわたり、決算見込みによる予算の補正をしております。

まず、歳入でございます。

15ページをお開き願います。

1 款市税、4 項市たばこ税、1 目市たばこ税1,000万円の減は、今年度の実績から減額をするものでございます。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税 3 億5,049万4,000円の増は、国の補正予算により普通交付税が追加交付されたものでございます。

16 ページを御覧ください。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 1 億2,887万1,000円の増は、子どものための教育・保育給付費国庫負担金4,287万8,000円は人件費の公定価格の上昇に伴う増額が主なものでございます。

17 ページを御覧ください。

2 項国庫補助金、7 目消防費国庫補助金4,000万円の増は、新しい地方経済・生活環境創生交付金のうち、避難所の生活環境を改善するために創設されました地域防災緊急整備型の増額をするものでございます。

18 ページを御覧ください。

16 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費県負担金2,158万8,000円の減は、国県の負担割合の変更による児童手当負担金2,984万1,000円の減額が主なものでございます。

22 ページを御覧ください。

19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 3 億5,338万9,000円の減は、今回の補正予算の減額や歳入、一般財源の増で財源確保ができる見込みとなったことから、減額をするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の補正では、歳出項目全般にわたり、人事院勧告に準じて行う給与改定に伴う人件費の補正をしております。

25 ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、27 ページになります、6 目企画費6,813万7,000円の減は、18 節負担金補助及び交付金で、企業立地促進事業補助金6,300万円の減が主なものでございます。

29 ページを御覧ください。

16 目定額減税補足給付金7,649万1,000円の減は、30 ページとなります、19 節扶助費で、事業完了による定額減税補足給付金5,286万1,000円の減が主なものでございます。

34 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費2,193万8,000円の減は、35 ページをお開き願います、19 節扶助費で、実績見込みによる新たな住民税非課税世帯等給付金、こちら子ども加算を含むものでございます。2,535万円の減額が主なものでございます。

36 ページを御覧ください。

2 目障害福祉費4,519万4,000円の増は、37 ページをお開き願います、19 節扶助費に実績

見込みによる障害者自立支援給付金4,560万7,000円の増額が主なものでございます。

39ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費7,541万円の増は、次の40ページとなります、18節負担金補助及び交付金に公定価格の上昇に伴う保育所入所負担金3,419万6,000円の増額が主なものでございます。

続きまして、41ページを御覧ください。

3項生活保護費でございます。次の42ページとなります、2目扶助費3,680万4,000円の増は、19節扶助費に実績見込みによる生活保護費の増額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、次の43ページを御覧ください、2目予防費3,839万7,000円の減は、12節委託料で実績見込みによります予防接種委託料8,175万円の減額が主なものでございます。

5目環境衛生費3,298万円の減は、次の44ページとなります、18節負担金補助及び交付金で、実績見込みによる合併処理浄化槽設置整備事業補助金1,943万4,000円の減額が主なものでございます。

2項清掃費、次の45ページとなります、2目塵芥処理費3,132万7,000円の減は、12節委託料で、次の46ページとなります、発注・募集図書等作成業務委託料1,344万2,000円の減額が主なものでございます。

続きまして、46ページ、5款農林水産業費、1項農業費、49ページをお開き願います、6目農地費1,540万2,000円の減は、18節負担金補助及び交付金で、次の50ページを御覧ください、多面的機能支払交付金1,483万円の減額が主なものでございます。

続きまして、52ページを御覧ください。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費1,366万4,000円の増は、次の53ページとなります、14節工事請負費に道水路維持補修整備工事費2,660万円の増額が主なものでございます。

56ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、4目災害対策費8,200万円の増は、17節備品購入費に避難所の資機材の高度化や充実、多機能型路面清掃車購入費の増額が主なものでございます。

以上で令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第45号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

初めに、1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,303万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億2,332万1,000円とするものでございます。

内容につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

6 ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

4 款県支出金、1 項県負担金・補助金、1 目保険給付費等交付金1,020万3,000円の減額は、主に特定健康診査等事業の実績見込みに伴い、保険者努力支援金及び都道府県繰入金等を減額するものでございます。

次に、6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金800万3,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の実績見込みに伴い、保険税軽減分等について減額するものでございます。

続いて、7 ページを御覧願います。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金690万円の増額は、歳入の補填分として基金からの繰入額を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

9 ページを御覧願います。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金200万円の減額は、被保険者の出産見込み数の減少に伴い補正するものでございます。

続いて、10 ページを御覧願います。

5 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費1,347万4,000円の減額は、特定健康診査等事業の実施見込みにより委託料を減額するものでございます。

以上で議案第45号の説明を終わります。

続きまして、議案第46号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

初めに、1 ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ968万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億593万9,000円とするものでございます。

内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

6 ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金968万6,000円の減額は、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

7 ページを御覧願います。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金968万6,000円の減額は、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金の確定によるものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わります。

続きまして、議案第47号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ895万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ80億6,467万2,000円とするものでございます。

内容の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページを御覧願います。

初めに、歳入でございませう。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金8万7,000円の減額から、7ページを御覧いただきまして、5款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金62万8,000円の増額及び8ページを御覧いただきまして、3目地域支援事業繰入金62万8,000円の増額につきましては、歳出における介護給付費の減額と包括的支援事業・任意事業費等を増額することに伴い、それぞれの法定負担割合に応じ補正するものでございませう。

次に、歳出でございませう。

10ページを御覧願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、7目居宅介護福祉用具購入費160万円の増額は、福祉用具購入者の増加によるものでございませう。

続きまして、8目居宅介護住宅改修費250万円の減額は、今後の利用見込み者数を精査しまして補正するものでございませう。

次に、4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費525万5,000円の増額は、総合事業における通所や訪問サービスの報酬単価の改正とサービス利用者の増加に伴うものでございませう。

続きまして、11ページを御覧願います。

2目介護予防ケアマネジメント事業費200万円の減額は、地域包括支援センターにおけるケアプラン作成の委託件数が減少したことにより補正するものでございませう。

以上で議案第47号の説明を終わります。

続きまして、議案第48号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

初めに、1ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ284万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,124万8,000円とするものでございませう。

内容の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページを御覧願います。

初めに、歳入でございませう。

1 款サービス収入、1 項介護予防サービス費収入、1 目介護予防サービス計画費収入 296万6,000円の減額は、介護保険制度改正により、介護予防ケアプラン作成に係る報酬件数について、当初より下回る見込みとなったため減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

7 ページをお開き願います。

2 款サービス事業費、1 項介護予防サービス事業費、1 目介護予防サービス計画事業費 340万円の減額は、制度改正に伴い居宅介護支援事業所が利用者と直接契約できるようになり、委託によるケアプラン作成件数が減少したことから減額するものでございます。

以上で議案第48号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 議案第49号 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款病院事業収益の総額に2,293万2,000円を追加し、総額を9億690万7,000円とし、支出の第1款病院事業費用の総額に4,275万4,000円を追加し、総額を10億4,357万4,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款資本的収入から688万9,000円を減額し、総額を8,399万3,000円とするものでございます。

2 ページを御覧ください。

支出の第1款資本的支出から692万円を減額し、総額を1億609万3,000円とするものでございます。

第4条は企業債でございます。医療機器購入に充当する財源として病院事業債を設定しておりますが、額の確定等により減額するものでございます。

第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条は他会計から補助金の補正でございます。

3 ページを御覧ください。

第7条は、たな卸資産の購入限度額を1億6,055万3,000円に改めるものでございます。

収入支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書にて御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款病院事業収益、第1項医業収益、2目外来収益 600万円の増は、患者数の増加に伴う補正でございます。

3目その他の医業収益1,589万8,000円の増は、予防接種等の公衆衛生活動収益の増額が主なものでございます。

12ページを御覧ください。

第2項医業外収益、4目長期前受金戻入149万1,000円の増は、コロナ対策により整備しましたシェルター型陰圧テントの除去によるものでございます。

13ページを御覧ください。

支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費1,635万7,000円の増は、人事院勧告等に伴い、人件費を補正するものでございます。

14ページを御覧ください。

2目材料費3,059万7,000円の増は、患者数の増等に伴う薬品費や診療材料の増によるものでございます。

3目経費749万1,000円の減は、実績見込みにより、臨床検査委託料や医療廃棄物運搬処理委託料の減が主なものとなってございます。

5目資産減耗費329万1,000円の増は、シェルター型陰圧テント等の除却により、固定資産除却費を増額するものでございます。

15ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入支出ともに、医療機器購入費の額の確定により減額するものでございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入、第1項、1目企業債で、借入額を330万円、また第2項、1目出資金で一般会計からの出資金を333万8,000円、第3項補助金、1目他会計補助金で国保特会からの補助金を25万1,000円、それぞれ減額するものでございます。

16ページを御覧ください。

支出ですが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目資産購入費で692万円を減額するものでございます。

以上で議案第49号 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 議案第50号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業ですが、老朽管更新事業を5,188万6,000円減額し、その計を1億1,582万円とするものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額を補正するもの、第4条は資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

2ページをお開きください。

第5条は企業債ですが、予算第5条に定めた起債の限度額を補正するもので、老朽管更新事業につきまして4,800万円減額し、その計を1億1,100万円とするものでございます。

第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるもの、第7条は他会計からの補助金を補正するものです。

続きまして、収入支出の主な内容につきまして、補正予算明細書にて御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

収益的支出及び支出でございます。

初めに、収入ですが、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第3目補助金737万円の増額は、第1節国庫補助金で、水道事業の運営基盤強化推進事業交付金を収入するものでございます。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第5目総係費2,367万円の増額は、第17節委託料で、令和7年度から協議が本格化する茨城県企業局との水道事業の広域連携に関連し、本市の将来における投資・財政計画を策定する必要があることから、先ほど収入の項目で申し上げました運営基盤強化推進事業交付金を充当し、その業務委託料を計上するものでございます。

10ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入ですが、第1款資本的収入、第1項、第1目企業債4,800万円の減額は、この後支出で御説明いたします老朽管布設替工事等の工事費の確定により、工事費に充当する企業債借入額を減額するものでございます。

次に、支出ですが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目施設改良費8,038万9,000円の減額は、第27節工事請負費で、先ほど申し上げました老朽管布設替工事及び消火栓設置工事等の工事費の確定による減額が主なものでございます。

以上で議案第50号の説明を終わります。

続きまして、議案第51号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、収益的支出の予定額を補正するもので、支出の第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用を11万9,000円増額し、工業用水道事業費用の計を3,047万3,000円とするものでございます。

続きまして、支出の内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

収益的支出の第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用、第2目総係費11万9,000円の増額は、人事院勧告等に準じる職員人件費の増額によるものでございます。

以上で議案第51号の説明を終わります。

続きまして、議案第52号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業ですが、汚水管路建設事業を150万円増額し、その計を2億5,472万1,000円に、また、処理場建設事業を80万円増額し、その計を1億9,534万2,000円とするものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額を補正するもの、第4条は資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

2ページをお開きください。

第5条は企業債の限度額を補正するもので、第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。

3ページをお開きください。

第7条は、他会計からの補助金の額を記載のとおり補正するものでございます。

続きまして、収入支出の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

16ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第3目一般会計補助金2,493万4,000円の減額は、支出予算の実績見込みに合わせ、一般会計からの繰入金額の補正を行ったことによる減額でございます。

17ページをお開きください。

支出ですが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第3目処理場費583万9,000円の減額は、第9節委託料で、公共下水道の汚泥処理委託料の年度末の実績見込みによる減額が主なものでございます。

19ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入ですが、第1款下水道事業資本的収入、第3項工事負担金725万円の増額は、第1目受益者負担金及び第2目受益者分担金の増額によるものでございます。

20ページをお開きください。

支出ですが、第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費、第1目汚水管路建設費150万円の増額は、第2節工事請負費で、農業集落排水友部北部地区のマンホールポンプ

機器交換工事費の増額によるものです。

以上で議案第52号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本議案に対する質疑は、通告なしで行うため、複数の質疑がある場合には1件ごとに質疑を終結させてから次の質疑に入ってください。

質疑はありますか。

14番石井議員。

○14番（石井 栄君） それでは、議案第44号、一般会計補正予算（第8号）について質問させていただきます。

43ページの9目予防費、委託料のところで予防接種委託料が8,175万円の減額となっております。これは結構な額だなと感じたところでありまして、この内訳、何の委託料が、予防接種のどういう種類の委託料が減ったのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） お答えいたします。

こちらにつきましては、新型コロナのワクチン接種、これはどの程度といたしますか、実績見込みによるものでして、こちらで想定しておりました件数が当初1万2,500名、高齢者の数を想定して予算立てをしておりましたが、実際に5,000人ということで見込みをしまして、現予算に比較して7,500名分減をしたというところからの補正でございます。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井議員。

○14番（石井 栄君） 7,500名の見込みとしての減を予想したというお話だったのですが、最近、コロナやインフルエンザも結構増えていて、介護施設などでも相当広がっているといううわさがありますけれども、この件数と予防接種の件数が減っていることとの関係というのはどのように把握しているのか、していないのか、その辺の見解を伺いたいのですけれども。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 保健福祉部といたしましても、施設等での集団の発生の状況というのは当然把握しております。施設のほうから報告が上がってきておりまして、予算についてもそれに見合った形での見込み分を残しまして精査をしているという状況でございますので、施設の管理者、それぞれ施設内でそういった感染症が広がらないように留意はしてやっていただいておりますので、この接種が進まないというのは、施設での大規模な感染ということよりは、やはり新型コロナ感染症に関する一人一人の意識、予防に関する意識というのが少し変わってきたのかなというふうに認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 三度目になります。14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それはコロナワクチンの接種の広報との関係というのはどのように捉えているのか、最後にお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀内信彦君） コロナワクチンの接種に関しての広報というのは、私ども十分にやっていると認識はしております。やはりコロナの後遺症だったり、あとはパンデミックの状況を乗り越えての個人の意識が変わってきたというふうに認識しております。

○議長（畑岡洋二君） ほかに質疑ありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） ないようですから、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第52号については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

---

議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算

議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第55号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第56号 令和7年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第57号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第58号 令和7年度笠間市立病院事業会計予算

議案第59号 令和7年度笠間市水道事業会計予算

議案第60号 令和7年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算

○議長（畑岡洋二君） 次に、日程第25、議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算から議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算の9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算から議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算までの提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか、特別会計4会計、企業会計4会計について令和7年度の当初予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算について御説明

申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ352億8,000万円と定めるものと  
ございます。

第2条は債務負担行為、第3条は地方債について、地方自治法の規定により定めるもの  
でございます。

第4条は、一時借入金の借入れの最高額を8億円と定めるものとございます。

第5条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

9 ページを御覧ください。

第2表債務負担行為でございます。市民税賦課事務労働者派遣をはじめ、4件につきま  
して令和7年度中に契約事務を進める必要があるため、それぞれ債務負担行為を設定する  
ものとございます。

10ページを御覧ください。

第3表地方債でございます。デジタル活用推進事業債から、12ページまでになりますが、  
市民体育館空調整備事業債までの25件につきまして、それぞれ限度額などを設定するもの  
でございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

14ページを御覧ください。

1、総括の歳入でございます。

1款市税は、定額減税減収分の足し戻しや賃金上昇による所得税の増加及び新築家屋の  
増加等による固定資産の増を見込むなどして、前年度と比べ7億8,767万8,000円増の104  
億8,627万2,000円としております。

10款地方特例交付金は、定額減税減収分の補填がなくなったことにより、前年度と比べ、  
3億1,361万6,000円減の7,035万円としております。

11款地方交付税は、国の地方財政計画における地方交付税総額が前年度と比較して増と  
なる見込みではありますが、市税の伸びなどを考慮し、前年度と比べ5億円減の64億円と  
しております。

15款国庫支出金は、国民健康保険基盤安定事業費負担金や物価高騰対応重点支援地方創  
生臨時交付金の減などがありますが、障害者自立支援給付費負担金、社会資本整備総合交  
付金（安全快適なみちづくり）の増などにより、前年度と比べ4億9,219万1,000円増の63  
億5,169万7,000円としております。

16款県支出金は、児童手当の負担金や合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減などがあ  
りますが、県単土地改良事業補助金や茨城県公立学校情報機器整備事業費補助金の増など  
により、前年度と比べ、3億4,387万2,000円増の29億521万円としております。

15ページを御覧ください。

19款繰入金は、ふるさと創生基金繰入金の皆減、減債基金繰入金の減などがありますが、財政調整基金や元気かさま応援基金からの繰入金の増などがあり、繰入金全体としては1,340万7,000円増の22億1,443万6,000円としております。

22款市債は、市道整備事業債や安居工業地域整備事業債などが増となりますが、岩間消防署整備事業債や臨時財政対策債などが減となったことにより、市債全体では8,138万3,000円減の17億6,590万円としております。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。

54ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、73ページを御覧ください、10目電算管理費でございます。そのうち、74ページ、12節委託料におきまして、基幹系業務システムにつきまして標準準拠システムへの本年度中の移行が義務づけられていることから、移行に係る委託料として、標準準拠システム移行業務委託料1億6,526万9,000円などを計上しております。

続きまして、100ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費になります。103ページを御覧ください。19節扶助費におきまして、104ページとなります、障害福祉サービスの利用に応じて給付する障害者自立支援給付費29億4,926万円などを計上しております。

続きまして、111ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費になります。そのうち、114ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金において、第2子以降の保育料を無償化とすることに伴い、民間認定こども園運営に対する入園負担金14億6,438万円などを計上しております。

続きまして、120ページ、3項生活保護費、122ページ、2目扶助費、19節扶助費におきまして、生活保護費15億7,463万円を計上しております。こちらの生活保護費を含む社会保障関連経費は、昨年度と比較いたしますと6.8%の増となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費になります。124ページを御覧願います。18節負担金補助及び交付金におきまして、次の125ページの下段になります、市の単独事業といたしまして、不妊治療を受けている方の経済的負担軽減のため、生殖補助医療費等補助金964万1,000円などを計上しております。

129ページを御覧ください。

5目環境衛生費でございます。そのうち、131ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金におきまして、次の132ページ、脱炭素社会の実現に向けた取組といたしまして、住宅への設置に対して補助をする蓄電池・太陽光発電設置補助金1,380万円などを計上しております。

続きまして、135ページを御覧ください。

2目塵芥処理費になります。そのうち、137ページを御覧ください。14節工事請負費におきまして、第1期最終処分場の覆土工事費5,614万4,000円などを計上しております。

143ページを御覧ください。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、そのうち、145ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金におきまして、147ページの上段でございます、農地の有効利用促進と地域農業振興を目的として、認定農業者や認定新規就農者の設備投資等を支援するために、担い手対策強化促進事業補助金1,760万8,000円などを計上しております。

155ページを御覧ください。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費のうち、156ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金において、158ページとなります、市内中小事業者における外国人材等の人材確保を支援する人材確保支援補助金240万円、市内中小事業者の販路開拓や拡大を支援する販路拡大支援事業補助金190万円などを計上しております。

2 項観光費、1 目観光総務費となります。12節委託料におきまして、次の159ページを御覧ください。市内を運行しているかさま観光周遊バスにつきまして、実施主体が運行協議会から笠間市となり、事業運営につきまして事業者に委託することとなったことから、かさま観光周遊バス運行業務委託料2,384万円などを計上しております。

168ページを御覧ください。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費となります。そのうち、14節工事請負費におきまして、市内の道路拡幅や舗装、排水路の整備などのため、道路新設改良工事費 3 億2,944万8,000円などを計上しております。

170ページを御覧ください。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費となります。そのうち、172ページとなります。14節工事請負費におきまして、安居工業地域内の幹線道路の改良舗装などの整備に係る道路新設改良工事費 1 億4,600万円などを計上しております。

183ページを御覧ください。

8 款消防費、1 項消防費、4 目災害対策費となります。17節備品購入費におきまして、避難所における飲料水の確保策としての応急給水タンクの購入費用など788万円を計上しております。

194ページを御覧ください。

9 款教育費、2 項小学校費、3 目学校建設費になります。14節工事請負費におきまして、北川根小学校校舎の長寿命化改修工事を令和 6 年度から 2 か年にわたり進めており、その令和 7 年度分といたしまして、学校整備工事費 3 億1,914万2,000円などを計上しております。

199ページを御覧ください。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費となります。このうち、201ページ、12節委託料におきまして、大学生や専門学校生の生活応援事業の委託料として、大学生等生活支援給付業務委託料4,243万4,000円などを計上しております。

216ページを御覧ください。

6項保健体育費、3目給食センター費、次の217ページになります、10節需用費におきまして、第3子以降の給食費無償化分を含めた賄材料費2億510万3,000円などを計上しております。

以上で令和7年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） ここで暫時休憩いたします。2時10分に再開いたします。

午後2時00分休憩

---

午後2時07分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩を取り戻し再開いたします。

次に、保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,900万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の各項の経費の流用について定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについて、事項別明細書総括により御説明申し上げます。

7ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税14億2,767万9,000円は、一般被保険者等の現年課税分及び滞納繰越分の保険税で、前年度比較4,795万2,000円の増額は、保険税率の改正によるものでございます。

4款県支出金53億1,352万6,000円は、保険給付費等交付金で、前年度比較4,002万円の増額は、保険給付費のうち高額療養費に対する普通交付金の増額によるものでございます。

6款繰入金6億8,566万3,000円は、基準に基づく一般会計からの繰入金及び財政調整基金からの繰入金で、前年度比較1億5,430万円の減額は、主に財政調整基金繰入金の減額によるものでございます。

次に、歳出でございます。

8ページを御覧願います。

2款保険給付費52億1,872万2,000円は、療養給付費や高額療養給付費等で、前年度比較4,713万7,000円の増は、主に保険給付費のうち高額療養費の増額見込みによるものでござ

います。

3 款国民健康保険事業費納付金19億8,822万5,000円は、県へ支出する納付金で、前年度比較1億3,402万3,000円の減額は、県が算定する納付金の減額によるものでございます。

4 款保健事業費9,381万1,000円は、特定健康診査等事業費及び人間ドック等の検診費補助金等で、前年度比較539万8,000円の減額は、主に被保険者数の減少に伴うものでございます。

以上で議案第54号の説明を終わります。

続きまして、議案第55号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

初めに、1 ページを御覧願います。

第1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,300万円と定めるものでございます。

続いて、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書総括により御説明いたします。

5 ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料9億6,955万1,000円は、特別徴収及び普通徴収の保険料で、前年度比較111万5,000円の増額は、主に被保険者数の増加に伴うものでございます。

次に、4 款繰入金2億4,102万8,000円は、基準に基づく一般会計からの繰入金で、前年度比239万円の減額は、県広域連合が算定した保険基盤安定繰入金の減額によるものでございます。

続いて、歳出でございます。

6 ページを御覧願います。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金12億1,088万9,000円は、茨城県広域連合へ支出する保険料等の納付金で、前年度比127万5,000円の減額は、保険基盤安定事業費負担金の減額によるものでございます。

以上で議案第55号の説明を終わります。

続きまして、議案第56号 令和7年度笠間市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

初めに、1 ページを御覧願います。

第1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億9,200万円と定めるものでございます。

第2 条では、債務負担行為について定めております。

第3 条では、一時借入金の借入れ最高額を2億円と定めるものでございます。

第4 条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

続いて、6 ページを御覧願います。

第2表債務負担行為でございます。介護保険事業計画策定業務委託をはじめ、2件について、令和7年度中に契約事務を進める必要があるため、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、8ページを御覧願います。

事項別明細書総括により、主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款保険料17億887万2,000円は、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。前年度比較2,502万4,000円の減額は、昨年の保険料改定に伴い、前年度予算積算時における暫定額に対し保険料を低く決定したことによるもので、被保険者数は横ばいとなっております。

3款国庫支出金17億2,271万1,000円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する国の負担金及び補助金でございます。

4款支払基金交付金20億6,565万2,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの介護納付金に係る支払基金からの交付金でございます。

5款県支出金の11億5,177万5,000円は、介護保険法の定めによる介護給付費及び地域支援事業費に対する県の負担金及び補助金でございます。

7款繰入金13億3,075万8,000円は、介護給付費や地域支援事業費、人件費等に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、9ページを御覧願います。

歳出について御説明申し上げます。

1款総務費2億1,324万9,000円は、介護保険制度の運営に係る人件費及び事務費でございます。

2款保険給付費74億7,637万9,000円は、在宅及び施設における介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費で、前年度比較8,360万円の増額は、サービス利用者及び1人当たり利用料それぞれの増加によるものでございます。

4款地域支援事業費2億9,607万7,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費・任意事業費等でございます。

以上で議案第56号の説明を終わります。

続きまして、議案第57号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,800万円と定めるものでございます。

第2条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書総括により御説明いたします。

5ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、1款サービス収入1,750万円については、茨城県国保連合会より収入する介護予防給付に係るケアプラン作成手数料でございます。

次に、歳出でございます。

6ページをお開き願います。

1款総務費984万8,000円は、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアプランを作成するケアマネジャーの人件費等でございます。

2款サービス事業費759万7,000円は、市が委託した居宅介護支援事業所に対して支出する介護予防ケアプラン作成に係る委託料でございます。

以上で議案第57号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 議案第58号 令和7年度笠間市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量ですが、年間患者数では、入院を延べ9,855人、外来を延べ2万4,442人とし、1日平均患者数では入院を27人、外来を101人とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出ですが、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款病院事業収益の総額を9億1,131万円とし、内訳といたしまして、第1項医業収益8億3,313万5,000円は、主に入院収益、外来収益で、第2項医業外収益7,817万2,000円は、他会計負担金及び補助金などを計上するものでございます。支出の第1款病院事業費用の総額を10億5,552万3,000円とし、第1項医業費用の9億9,926万7,000円は、給与費や材料費、経費、減価償却費などを計上するものでございます。第2項医業外費用の6,025万2,000円は、病児保育運営費や地域医療センターかさま施設管理費などを計上するものでございます。

第4条、資本的収入及び支出ですが、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第1款資本的収入を3,214万5,000円とし、内訳といたしましては、第1項企業債に400万円、第2項出資金に2,814万5,000円を計上するものでございます。また、支出の第1款資本的支出を5,628万8,000円とし、内訳といたしましては、第1項建設改良費で医療機器等の更新に801万8,000円、第2項企業債償還金に4,827万円を計上するものでございます。

次ページを御覧ください。

第5条、企業債ですが、医療機器購入に係る財源として、病院事業債を起こすものでございます。

第6条、一時借入金ですが、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

3ページを御覧ください。

第9条、他会計からの補助金ですが、他会計からの補助金等をそれぞれ掲載したものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を1億5,579万1,000円と定めるものでございます。

以上で議案第58号 令和7年度笠間市立病院事業会計予算の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 次に、上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 議案第59号 令和7年度笠間市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を記載のとおり定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、初めに収入ですが、第1款水道事業収益は18億4,695万8,000円で、その内訳の主なものとしまして、第1項営業収益16億6,361万6,000円は、水道料金及び水道加入金の収入を記載したものでございます。第2項営業外収益1億8,333万8,000円は、長期前受金戻入及び雑収益を計上したものでございます。

次に、右側の列、支出ですが、第1款水道事業費用は18億1,538万6,000円で、その内訳の主なものとしまして、第1項営業費用17億2,948万6,000円は、水道水の供給に必要な経費、こちらは動力費や薬品費、水道事業包括業務委託費等でございます。そのほか県水の受水費及び減価償却費を計上したものの、また、第2項営業外費用7,049万6,000円は企業債の利息及び消費税を計上したものでございます。なお、第4項に予備費としまして1,500万円を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、こちらの内容につきましては2ページをお開きください。

初めに、収入ですが、第1款資本的収入は7億9,678万2,000円で、その内訳の主なものとしまして、第1項企業債7億8,600万円は、建設改良費に充当するための借入額を計上したものでございます。

次に、右側の列、支出ですが、第1款資本的支出は12億4,918万円で、その内訳の主なものとしまして、第1項建設改良費9億6,592万3,000円は、旭町中継場建設事業や老朽管の更新事業、また専用回線IP化事業、その他新規の配水管等の整備に要する工事費を計上したものでございます。第2項は、企業債償還金として2億8,325万7,000円を計上してございます。

第5条、企業債ですが、ただいま御説明しました建設改良費に充当するために借入れするもので、起債の限度額及び起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

3 ページをお開きください。

第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用について、また、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

第9条、他会計からの補助金は、一般会計からの負担金、補助金の額をそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を600万円と定めるものでございます。

以上で議案第59号の説明を終わります。

続きまして、議案第60号 令和7年度笠間市工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を記載のとおり定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、初めに収入でございますが、第1款工業用水道事業収益は3,372万4,000円で、その内訳の主なものとしまして、第1項営業収益2,950万4,000円は、工業用水道料金を計上したものでございます。

次に、右側の列、支出でございますが、第1款工業用水道事業費用は3,027万3,000円で、その内訳の主なものとしまして、第1項営業費用2,826万8,000円は、浄配水施設の修繕費や動力費及び減価償却費を計上したものでございます。また、第2項営業外費用100万1,000円は消費税を計上したものでございます。なお、第4項に予備費として100万円を計上しております。

第4条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

2 ページをお開きください。

第5条は議会の議決を経なければ流用できない経費を、また、第6条はたな卸資産の購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上で議案第60号の説明を終わります。

続きまして、議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を記載のとおり定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、初めに収入ですが、第1款下水道事業収益は23億9,877万8,000円で、その内訳でございますが、第1項営業収益8億7,829万6,000円は、公共下水道の使用料及び農業集落排水の使用料が主なものでございます。第2項営業外収益15億2,048万2,000円は、一般会計からの補助金及び長期前受金戻入が主なものでございます。

次に、右側の列、支出でございます。第1款下水道事業費用は23億9,877万8,000円で、その内訳ですが、第1項営業費用は21億8,234万4,000円で、公共下水道の処理場やポンプ場、また、農業集落排水処理施設の修繕費や動力費などの維持管理費及び減価償却費を計

上したものでございます。第2項営業外費用2億623万4,000円は、企業債の利息及び消費税を計上したものでございます。なお、第4項に予備費として1,000万円を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、内容につきましては、2ページをお開きください。

初めに、収入でございますが、第1款資本的収入は9億5,267万1,000円で、その内訳でございますが、第1項企業債7億8,500万円は、公共下水道管路施設工事や農業集落排水処理施設更新工事等の事業費に充当するための下水道事業債及び資本費平準化債を計上したものでございます。第2項一般会計出資金1億1,844万円は、主に企業債元金償還の財源として一般会計から繰り入れるものでございます。第3項工事負担金1,486万1,000円は、主に受益者からの負担金収入を計上したもので、また、第4項国庫補助金3,087万円及び第5項県補助金350万円は、公共下水道及び農業集落排水の整備事業費に充当する国、県からの補助金を計上したものでございます。

次に、右側の列、支出でございます。第1款資本的支出は16億8,033万9,000円で、その内訳でございますが、第1項建設改良費2億5,353万円は、経年劣化による下水道管路内のカメラ調査委託料及び雨水等の不明水流入により有収率の低下が見られることから不明水解析業務のための委託料、また、新たな公共下水道管路布設の工事費及び農業集落排水処理施設の機器交換工事費が主なものでございます。第2項企業債償還金14億2,680万9,000円は、企業債の元金償還金でございます。

第5条、企業債でございますが、公共下水道及び農業集落排水の建設改良費や、これまでの借入額の一部を施設の償却期間に合わせて繰り延べするための資本費平準化債について起債の限度額及び起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

3ページをお開きください。

第6条は一時借入金の限度額を8億円と定めるもの、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用について、また、第8条は議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるものでございます。

第9条、他会計からの補助金は、一般会計からの負担金、補助金及び出資金の額をそれぞれ記載のとおり設定するものでございます。

以上で議案第61号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

---

## 散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、2月28日午後2時に開会いたします。

なお、28日は午前10時から補正予算審査のため各常任委員会を開催しますので、お間違いないよう御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時34分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 鈴 木 宏 治

署 名 議 員 川 村 和 夫